

相続

Souzoku tsushin

通信

2020
August

8



税理士法人 向田会計

〒376-0045 群馬県桐生市末広町6-10
TEL 0277-45-2160 FAX 0277-45-2161

税金ゼロの親族内承継が可能となる法人版事業承継税制とは？

優良企業の事業承継は、株式の承継に伴う税金が重くなります。今回は、税金ゼロで事業承継が可能となる法人版事業承継税制について解説いたします。

法人版事業承継税制で税金ゼロに！

法人版事業承継税制とは、中小企業経営承継円滑化法に基づく制度で、非上場株式についての贈与税の納税猶予制度のことをいいます。

会社の代表権を有していた先代経営者が、後継者に対して自社株式の贈与を行った場合、先代経営者の相続発生時まで、全ての株式について課税価格100%（特例措置）に対する納税が猶予されるというものです。

その後、先代経営者に相続が発生したとき、猶予された贈与税が免除され、代わりに相続税が課されることとなります。この際、制度の要件を満たすことによって、贈与税の納税猶予制度から相続税の納税猶予制度へと移行します。すなわち、先代経営者が死亡しても相続税は課されず、後継者の次の事業承継が行われるまで、その納税が猶予されることになるのです。

この制度はやや複雑ではありますが、一言で言えば、後継者の贈与税や相続税がゼロになるということです。贈与税の納税猶予制度と相続税の納税猶予制度は一体となっており、これらの制度の適用をリレーのように続けることによって、自社株式に係る贈与税および相続税の負担が、将来にわたって大幅に軽減され続けることとなります。ただし、事業承継税制を適用するには、5年間平均で雇用8割を維持しなければならない、5年間は後継者が代表から退任してはいけない、次の事業承継までに後継者は自社株式を譲渡してはいけないなど、厳しい適

用要件が課されることとなります。これらの要件を満たすことができない場合には制度適用が取り消され、納税猶予されている税金を、利子税と合わせて納付することとなります。

複数の株主から複数の後継者への事業承継も対象に

先代経営者が発行済株式100%を所有していれば、株主1人による贈与となって単純な話ですが、自社株式を親族に分散させているケースも多く、その場合、先代経営者以外の株主が持っている自社株式の承継に伴う税金が問題となります。

これについては、近年の制度改正によって、先代経営者以外の株主から後継者に対して贈与された株式も事業承継税制の対象になりました。ただし、先代経営者からの贈与が先行して行われ、その贈与から5年以内に先代経営者以外の株主からの贈与が行われなければいけません。その順序と期限に要件が設けられています。また、後継者は1人ではなく最大3名となりました。後継者1人当たり10%以上の株式の贈与を受けるのであれば、3名まで後継者（代表者）として、事業承継税制が適用されることとなりました。

事業承継税制の適用要件を確認しておこう

贈与税の納税猶予制度を適用するためには、対象会社の要件、先代経営者の要件および後継

者の要件の3つを満たさなければいけません。

【対象会社の要件】

- ① 経営承継円滑化法に規定される中小企業であること（資本金または従業員数に上限があります）
- ② 上場会社、風俗営業会社に該当しないこと
- ③ 資産保有型会社・資産運用型会社ではないこと

資産保有型会社とは、自ら使用していない不動産（賃貸用・販売用）・金融資産・現金預金等（特定資産）が総資産の70%以上を占めている会社をいい、資産運用型会社とは、これらの特定資産の運用収入が総収益の75%以上となる会社をいいます。

ただし、これには例外があり、一定の事業実態がある場合には、資産保有型会社等に該当しないものとみなされ、事業承継税制が適用できるものとされています。すなわち、3年以上、従業員5人（社会保険に加入する親族外の者に限ります）を雇用して、事業を営むことです。

【先代経営者（贈与者）の要件】

- ① 過去に会社の代表者であったこと
- ② 贈与時まで、代表者を退任すること（有給役員で残ることは可能。）
- ③ 贈与の直前において、先代経営者と同族関係者（親族等）で発行済議決権株式総数の50%超の株式を保有し、かつ、同族内（後継者を除く）で筆頭株主であったこと
- ④ 株式を一括して贈与すること

【後継者（受贈者）】

- ① 会社の代表者であること
- ② 20歳以上で、かつ役員就任から3年以上経過していること（事業承継税制を適用したいのであれば、3年前までに取締役にと就任しておかなければいけません）
- ③ 贈与後、後継者と同族関係者（親族等）で発行済議決権株式総数の50%超の株式を保有し、かつ、同族内で筆頭株主となること

以上のような要件です。

一見して厳しいように見えるかもしれませんが、実務の現場において、これらの要件が障

害となって、事業承継税制の適用をあきらめるケースは、それほど多くありません。

経済産業省は可能なかぎり多くの中小企業に適用してほしいと考えており、税制改正のたびに適用要件は緩和されてきたからです。

税金ゼロでも遺産分割の問題は解決しない

確かに贈与税の納税猶予制度を適用すれば、税負担ゼロで株式承継を行うことができます。ただし、この制度は、自社株式の評価額が高くなってしまった会社の経営者が使うべきものです。しかも、自社株式は、基本的に後継者へ集中することが予定されています。この場合、先代経営者の個人財産の大部分が自社株式となっているとすれば、それを後継者である子供に集中してしまうと、遺産分割のバランスが悪くなってしまいます。

つまり、後継者ではない子供に残される財産が相対的に小さくなり、彼らの遺留分を侵害しておそれがあります。兄弟仲良しであれば気にすることはないかもしれませんが、親が他界した後に兄弟の仲が悪くなるケースもあるため、遺産分割は要注意です。

そこで、中小企業経営承継円滑化法には、納税猶予制度に加えて、民法特例が定められています。この特例は、経営者から後継者に贈与とされた自社株式について、遺留分の算定基礎財産から除外すること（除外合意）、または、計算に使う価額を固定すること（固定合意）ができる制度です。納税猶予制度に加えて民法特例まで適用するとすれば、手続きがとても煩雑で、面倒だと思われるかもしれません。

しかし、都道府県庁や税務署に提出する申請書類の作成は、税理士がサポートしてくれます。一人で悩まずに、顧問税理士に相談してください。事業承継を成功させるため、これらの制度の活用を検討してみましょう。

出展：

公認会計士/税理士 岸田康雄著「相続生前対策パーフェクトガイド」
「富裕層のための相続税対策と資産運用」より日本ビズアップが編集

寄与者が存する場合の相続分とは？

共同相続人中に、
被相続人の特別の寄与をした者があるときは、
相続分に寄与分を加えた額をもってその者の相続分となります。

寄与分に関する留意点

①被相続人の財産の維持又は増加の意義

特定の相続人に対して寄与分が認められる（寄与分は、相続人（共同相続人）に対してのみ認められるものであり、これ以外の者に対しては認められないものであることに留意する必要があります。）ためには、ある行為によって被相続人の財産の維持又は増加が図られることがその前提とされており、この『ある行為』の例示として、民法の規定では、(A)被相続人の事業に関する労務の提供又は財産上の給付、(B)被相続人の療養看護を具体的に掲げています。

この点について留意すべき事項として、これらの行為は、原則として無償（又はこれらの行為に対する適正な対価に比して著しく低い対価程度を收受）によって行われていたものであることが必要とされています。

すなわち、もし仮に、特定の相続人が被相続人の事業に関して労務の提供を行っていたとしても、これに対して当該相続人が当該労務の提供を第三者に代替させたならば必要とされる適正な当該労務の提供に対する対価を收受していたら、たまたま、労務の提供者が特定の相続人であっただけにすぎず、結果的には、被相続人の財産の維持又は増加が図られたことにはならないという考え方に基づくものです。

②特別の寄与の意義

上記①に掲げるとおり、特定の相続人に寄与分が認められるためには、一定の行為によって被相続人の財産の維持又は増加が図られることが必要であるとされるほか、当該行為による関与度合いが特別なものであることもその要件として挙げられています。

すなわち、寄与分は一定の要件を充足した被相続人に対する貢献をした相続人に対してのみ認められるものとされていますが、そもそも、本来的に被相続人と相続人とは一定の親族関係にあることから扶養義務等を基礎とする相互の協力関係が通常においても期待されているところであり、ここでいう寄与分が認められるための『特別の寄与』とは、『被相続人と相続人（共同相続人）とが一定の親族関係にあることから社会通念上において期待又は要求される通常の範囲内とされる程度を著しく超越した被相続人に対する多大なる貢献』であることが必要になるものと考えられます。

③寄与者の寄与分の算定手続き

共同相続人中に被相続人の財産の維持又は増加につき特別の寄与をした者（寄与者）が存する場合には、当該寄与者が取得すべき寄与分は、原則として共同相続人間の協議（遺産分割協議）により定めるものとされています。